

労働保険徴収法

過去問題集の使い方

平成26年度～令和5年度の問題は類似出題でもすべて掲載しています。
問1～問3は労災保険法、問4～問6は雇用保険法で出題された問題です。

分野別・条文別に編集

分野別・条文別に編集してあるので、自分が理解できているかの確認が可能です。

法改正に完全対応

法改正に完全対応しています！

難易度をランク分け

- 確実に押さえないテーマ
- 余裕があれば押さえる
- 参考程度に見ておく

一問一答形式

一問一答形式に分解して編集されており、どの条文からどれくらい出題されているのかがわかり、試験傾向をつかめます。

記述式で問題を掲載

選択式については、記述式で問題を掲載。各法律の最終ページに10年分を掲載。選択式・択一式問題共に、条文そのままの出題で、かつ過去に選択式で出題されたことのある問題は解説ページにて選択式の出題年度を枠で囲んでいます。選択式で狙われやすい条文を確認できます。

例：

令和5年度選択式【B】

解答・解説

解説では**キーワード**を赤字にしています。
出題ポイントを的確に把握できているか確認することができます。

目 次

Chapter 1 総 則

§ 1 総 則	
目 的	[1 条] …6
定 義	[2 条] …6
事務の所轄等と事業の種類	[39条、則 1 条] …10

Chapter 2 保険関係の成立と消滅

§ 1 強制適用事業所の保険関係の成立と消滅	
保険関係の成立	[3 条、 4 条、整備法 7 条、法附則 3 条] …14
保険関係の消滅	[5 条] …16
§ 2 暫定任意適用事業に係る保険関係の成立と消滅	
保険関係の成立	[整備法 5 条、法附則 2 条] …18
保険関係の消滅	[整備法 8 条、法附則 4 条] …20
§ 3 保険関係の一括	
有期事業の一括	[7 条、則 6 条] …22
請負事業の一括	[8 条、則 7 条～ 9 条] …28
継続事業の一括	[9 条、則10条] …32

Chapter 3 保険料と負担

§ 1 保険料	
一般保険料の額・賃金総額	[10条、 11条、則12条～ 15条] …38
一般保険料率	[12条] …46
労災保険の特別加入者についての保険料額と保険料率	[13条～ 14条の 2、則21条～ 21条の 3] …48
§ 2 保険料の負担	
労働保険料の負担	[15条～ 17条、 31条他] …54
賃金からの控除	[32条 1 項] …56

Chapter 4 保険料の申告と納付

§ 1 概算保険料

継続事業の概算保険料の額と申告・納付	[15条1項]	58
有期事業の概算保険料の額と申告・納付	[15条2項]	58
概算保険料の申告・納付先	[則38条]	60
概算保険料の認定決定	[15条3項・4項]	60
増加概算保険料	[16条、則25条1項]	62
概算保険料の追加徴収	[17条、則26条]	64
概算保険料の延納	[18条、則27条、28条]	66

§ 2 確定保険料

確定保険料の額と申告・納付	[19条1項～3項]	76
確定保険料の申告・納付先・還付・充当	[19条6項、則36条～38条]	82
確定保険料の認定決定	[19条4項・5項]	84
追徴金	[21条]	84
口座振替による納付等	[21条の2第1項]	86

Chapter 5 メリット制

§ 1 継続事業のメリット制

メリット制の適用要件	[12条3項]	90
------------	---------	----

§ 2 労災保険率の特例

労災保険率の特例	[12条の2、則20条の2]	96
----------	----------------	----

§ 3 有期事業のメリット制

有期事業のメリット制	[20条、則35条1項]	96
------------	--------------	----

Chapter 6 印紙保険料

§ 1 印紙保険料

印紙保険料額と納付	[22条、23条、則39条～43条]	98
帳簿の調整及び報告	[24条、則54条]	102

§ 2 印紙保険料の決定及び追徴金

印紙保険料の決定及び追徴金	[25条]	102
---------------	-------	-----

Chapter 7 特例納付保険料

§ 1 特例納付保険料

特例納付保険料の納付	[26条1項、則56条、57条]	106
特例納付保険料の納付の勧奨等	[26条2項～5項、則58条、59条]	108

Chapter 8 労働保険事務組合

§ 1 労働保険事務組合	
労働保険事務組合	[33条] …110
報奨金	[報奨金政令] …118
§ 2 責任等	
労働保険事務組合に対する通知等	[34条] …118
労働保険事務組合の責任等	[35条] …120
帳簿の備え付け等	[36条] …122

Chapter 9 督促及び滞納処分・延滞金

§ 1 督促及び滞納処分・延滞金	
督促及び滞納処分	[27条] …124
延滞金	[28条] …126

Chapter 10 雑則・罰則

§ 1 雑則	
時効	[41条] …130
その他	[29条、42条、43条、45条他] …130
§ 2 罰則	
罰則	[46条～48条] …134

Chapter 11 届出の整理、不服申立て

§ 2 不服申立て・訴訟	
不服申立て・不服申立てと訴訟との関係	[行政不服審査法] …138

§ 1 総 則

目 的 [1条]

- 【問 1】 労働保険徴収法は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手續、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めている。

定 義 [2条]

〈賃 金〉

- 【問 2】 一般保険料の算定の基礎となる賃金総額とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいうが、通貨以外のもので支払われる賃金であつて厚生労働省令で定めるもの及び臨時に支払われる賃金は除外される。
- 【問 3】 労働保険徴収法第2条第2項の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、労働保険徴収法施行規則第3条により「食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるところによる」とされている。
- 【問 4】 労働保険徴収法における「賃金」は、通貨で支払われるもののみに限られず、食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるものも含むものとされている。
- 【問 5】 労働保険徴収法における「賃金」のうち、食事、被服及び住居の利益の評価に関し必要な事項は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長が定めることとされている。
- 【問 6】 労働保険徴収法における「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）であり、労働基準法第26条に定める休業手当は賃金に含まれるが、同法第20条に定めるいわゆる解雇予告手当は賃金に含まれない。
- 【問 7】 労働基準法第76条の規定に基づく休業補償は、労働不能による賃金喪失に対する補償であり、労働の対償ではないので、労働保険料等の算定基礎となる賃金に含めない。また、休業補償の額が平均賃金の60パーセントを超えた場合についても、その超えた額を含めて労働保険料等の算定基礎となる賃金総額に含めない。

§ 1 総 則

目 的 [1条]

【問 1】（令和2年度 問4-D）

○ 徴収法1条

設問のとおり。条文（徴収法1条（趣旨））とおりである。

定 義 [2条]

〈賃 金〉

【問 2】（平成17年度 問2-A）

× 徴収法2条2項 11条2項

徴収法において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のを除く。）をいい、**臨時に支払われる賃金**は、賃金総額に**含まれる**。

【問 3】（令和元年度 問6-C）

○ 徴収法2条2項 徴収則3条

設問のとおり。なお、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの**評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣**が定める（徴収法2条3項）。

【問 4】（平成19年度 問5-D）

○ 徴収法2条2項・3項 徴収則3条

設問のとおり。なお、通貨以外のもので支払われるものの評価に関して必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

【問 5】（令和5年度 問6-A）

× 徴収法2条3項

「所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長」ではなく、「**厚生労働大臣**」が定める。

【問 6】（平成24年度 問1-A）

○ 徴収法2条2項 昭和51年労徴発12号 昭和25年基発127号

設問のとおり。他にも**退職金、慶弔見舞金、労基法76条の規定に基づく休業補償**等も賃金に**含まない**。

【問 7】（平成26年度 問1-工）

○ 徴収法2条 昭和25年基収3432号

設問のとおり。他にも**退職金、慶弔見舞金、解雇予告手当**等も賃金総額に**含まない**。

- 【問 8】 雇用保険料その他社会保険料の労働者負担分を、事業主が、労働協約等の定めによって義務づけられて負担した場合、その負担額は賃金と解することとされており、労働保険料等の算定基礎となる賃金総額に含める。
- 【問 9】 遡って昇給が決定し、個々人に対する昇給額が未決定のまま離職した場合において、離職後支払われる昇給差額については、個々人に対して昇給をするということ及びその計算方法が決定しており、ただその計算の結果が離職時までにはまだ算出されていないというものであるならば、事業主としては支払義務が確定したものとなるから、賃金として取り扱われる。
- 【問 10】 労働者が賃金締切日前に死亡したため支払われていない賃金に対する保険料は、徴収しない。
- 【問 11】 労働者の退職後の生活保障や在職中の死亡保障を行うことを目的として事業主が労働者を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、会社が当該保険の保険料を全額負担した場合の当該保険料は、賃金とは認められない。
- 【問 12】 慶弔見舞金は、就業規則に支給に関する規定があり、その規定に基づいて支払われたものであっても労働保険料の算定基礎となる賃金総額に含めない。
- 【問 13】 住居の利益は、住居施設等を無償で供与される場合において、住居施設が供与されない者に対して、住居の利益を受ける者との均衡を失しない定額の均衡手当が一律に支給されない場合は、当該住居の利益は賃金とならない。
- 【問 14】 退職を事由として支払われる退職金であって、退職時に支払われるものについては、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入しない。
- 【問 15】 労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乗せするなど前払いされる場合は、原則として、一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入する。

【問 8】（平成26年度 問1－ウ）

○ 徴収法2条 昭和51年労徴発12号

設問のとおり。労働者が負担すべき社会保険料等を事業主が負担した場合は賃金として取り扱われ、賃金総額に含めるものとする。

【問 9】（平成29年度 問1－B）

○ 徴収法2条2項

設問のとおり。**支払義務が確定**しているので、**賃金**として取り扱われる。

【問 10】（平成29年度 問1－C）

× 徴収法2条2項

被保険者が死亡した場合であっても、死亡前の労働の対償としての**賃金の支払義務は確定**しているので、当該**賃金**に対する保険料は徴収される。

【問 11】（平成29年度 問1－D）

○ 徴収法2条2項

設問のとおり。会社が全額負担する生命保険の掛金であるため、賃金とは認められない。

【問 12】（平成26年度 問1－イ）

○ 徴収法2条 昭和25年基発127号

設問のとおり。慶弔見舞金は労働協約等によって事業主にその支給が定められている場合でも賃金にはならない。

【問 13】（平成29年度 問1－E）

○ 徴収法2条2項

設問のとおり。設問の住居の利益は賃金とならない。なお、**住居施設が供与されない者**に対して、**定額の均衡手当が支給されている**場合は、住居施設等の供与の利益が明確に評価されることになるので、その評価額を限度として**住居施設等の供与の利益は賃金**となる。

【問 14】（平成24年度 問1－B）

○ 徴収法2条2項 昭和25年基発127号

設問のとおり。他にも**解雇予告手当**、**慶弔見舞金**、**労基法76条の規定に基づく休業補償**等も賃金総額に**含めない**。

【問 15】（平成29年度 問1－A）

○ 徴収法2条2項 平成15年基徴発1001001号

設問のとおり。なお、**退職を事由に支払われる退職金**又は**事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの**は、一般保険料の額の算定の基礎となる**賃金に含まれない**。

事務の所轄等と事業の種類 [39条、則1条]

〈一元適用事業と二元適用事業〉

- 【問 16】 労働保険徴収法及び労働保険徴収法施行規則には、労災保険に係る労働保険の保険関係及び雇用保険に係る労働保険の保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法を適用する事業（いわゆる二元適用事業）として、都道府県及び市町村の行う事業、農林水産の事業及び厚生労働大臣が事業主の申請に基づき認可した事業が規定されている。
- 【問 17】 労働保険徴収法は、労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業については、労災保険と雇用保険とで適用労働者の範囲が異なるため、両保険ごとに別個の事業とみなして同法を適用することとしている。
- 【問 18】 労働保険徴収法第39条第1項においては、「国、都道府県及び市町村の行う事業その他厚生労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。」とされている。
- 【問 19】 国の行う事業（「国の直営事業」及び「労働基準法別表第1に掲げる事業を除く官公署の事業」）については、二元適用事業とはならない。
- 【問 20】 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の港湾（その水域は、港湾労働法施行令別表で定める区域とする。）における港湾労働法第2条第2号の港湾運送の行為を行う事業は、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして労働保険徴収法が適用される。
- 【問 21】 立木の伐採の事業は、労働保険徴収法において一元適用事業に該当する。

〈事務の所轄〉

- 【問 22】 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないもの（雇用保険にかかる保険関係のみが成立している事業を除く。）に関する保険関係成立届の提出先は、所轄労働基準監督署長である。
- 【問 23】 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものに関する保険関係成立届の提出先は、所轄公共職業安定所長である。

事務の所轄等と事業の種類 [39条、則1条]

〈一元適用事業と二元適用事業〉

【問 16】（平成19年度 問5-B）

× 徴収法39条 徴収則70条

二元適用事業には、設問のほか、「6大港において港湾運送の行為を行う事業」、「建設の事業」も該当するが、**事業主の申請に基づき厚生労働大臣が認可した事業は含まれない。**

【問 17】（平成26年度 問4-B）

○ 徴収法39条 徴収則70条

設問のとおり。二元適用事業には、設問のほか「6大港において**港湾運送の行為を行う事業**」「**建設の事業**」「**農林水産の事業**」も該当する。

【問 18】（平成24年度 問1-E）

× 徴収法39条1項

都道府県又は市町村の行う事業は二元適用事業とされているが、国の行う事業には労災保険の適用の余地がないため、二元適用事業とされていない。

【問 19】（平成26年度 問4-C）

○ 徴収法39条2項

設問のとおり。**国の行う事業には労災保険の成立する余地がないので、二元適用事業とはならない。**

【問 20】（平成21年度 問3-B）

○ 徴収法39条 徴収則70条 港湾労働法施行令1条 2条

設問のとおり。**6大港において港湾運送の行為を行う事業**は当該事業を労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する事業（**二元適用事業**）に該当する。

【問 21】（平成21年度 問3-E）

× 徴収法39条1項 徴収則70条

立木の伐採の事業（林業の事業）は**二元適用事業**に該当する。

〈事務の所轄〉

【問 22】（平成28年度 問4-A）

○ 徴収則1条1項2号

設問のとおり。なお、労働保険事務組合に事務処理委託をする事業の場合、「所轄公共職業安定所長」に提出しなければならない。

【問 23】（平成28年度 問4-B）（平成23年度 問5-A類似出題）

○ 徴収則1条1項3号

設問のとおり。なお、労働保険事務組合に事務処理委託をしない事業の場合、「所轄労働基準監督署長」に提出しなければならない。

- 【問 24】 雇用保険暫定任意適用事業の事業主が雇用保険の加入の申請をする場合において、当該申請に係る厚生労働大臣の認可権限は都道府県労働局長に委任されているが、この任意加入申請書は所轄公共職業安定所長を経由して提出する。
- 【問 25】 労働保険事務組合の認可及び認可の取消しに関する権限を行使し、並びに業務廃止の届出の提出先となっているのは、厚生労働大臣の委任を受けた所轄都道府県労働局長である。
- 【問 26】 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものに関する継続事業の一括の認可に関する事務は、所轄公共職業安定所長が行う。

【問 24】（平成28年度 問4－C）

○ 徴収則1条1項3号 徴収則附則2条1項

設問のとおり。雇用保険暫定任意適用事業の事業主が雇用保険の加入を申請する際の任意加入申請書は所轄公共職業安定所長を経由して、都道府県労働局長へ提出する。

【問 25】（平成28年度 問4－D）

○ 徴収則1条1項1号 76条

設問のとおり。設問のほかにも、労働保険関係事務に関する書類（労働基準監督署長及び公共職業安定所長が所轄する事務に関する書類を除く）の提出先も所轄都道府県労働局長である。

【問 26】（平成28年度 問4－E）

× 徴収則1条1項1号

「所轄公共職業安定所長」ではなく、「**所轄都道府県労働局長**」である。